

《WLJ 判例コラム》第 349 号

同性婚を法律婚の対象としない民法等の諸規定を
憲法 14 条 1 項および 24 条 2 項違反とした大阪高裁判決に関する一考察

～大阪高裁令和 7 年 3 月 25 日判決¹～

文献番号 2025WLJCC014

大阪経済大学 教授

小林 直三

1. はじめに

本稿は、同性婚を法律婚の対象としない民法等の諸規定を憲法 14 条 1 項²および 24 条 2 項³違反とした 2025 年 3 月 25 日の大阪高裁判決を紹介し考察するものである。本件事案は、控訴人ら（一審原告ら）が同性の者と婚姻しようとして婚姻届を提出したところ不受理処分を受けたため、同性婚を法律婚の対象としない民法等の諸規定は憲法違反にもかかわらず必要な立法措置をしない立法不作為の違法を理由として、国家賠償を求めたものである。

同性婚を法律婚の対象としない民法等の諸規定の憲法適合性に関しては、第 2 次東京地裁判決も含めて 6 つの地裁判決⁴が出されている。そのうち、唯一、合憲判決であったのが、本判決の原審である大阪地裁判決である。

本判決は、本判決までに出された 4 つの高裁判決⁵でいずれも違憲判断が示されるなか、地裁判決で唯一の合憲判決であった大阪地裁判決の控訴審として、どのような判断が下されるのかが注目される判決である。

2. 判例要旨

まず、憲法 24 条 1 項⁶は、「婚姻当事者は一組の男女であることを所与の前提として規定されたものである」が、しかし、「同条が将来にわたって婚姻当事者を異性同士に限定し、婚姻制度から同性婚を排除する趣旨を含むものと解することはできない」としたうえで、「同性婚の法制化の要否は、同条 2 項によって画された立法裁量の範囲の問題であると解するのが相当である」とした。また、憲法 13 条⁷に関しては、「婚姻及び家族に関する事項は、憲法 24 条の要請により法律によ

って具体的な内容を規律するものとされているから、婚姻及び家族に関する権利利益の内容は、憲法上一義的に捉えられるべきものではなく、婚姻をするについての自由は、憲法の定める基本原理及び基本原則に則った婚姻を具体化する法律に基づく制度によって初めて個人に与えられるか、又はそれを前提とした自由であり、憲法 13 条が同性と婚姻（法律婚）をする自由を人格権の一内容として直接保障し、同性婚の法制化を立法府に義務付けているものと解することはできず、「同性婚を認めていない本件諸規定が直ちに憲法 13 条に違反するとはいえない」とした。

そして、「憲法 13 条に違反する立法措置や不合理な差別を定めて憲法 14 条 1 項に違反する立法措置を講じてはならないことは当然である」が、「婚姻及び家族に関する法制度を定めた法律の規定が憲法 13 条、14 条 1 項に違反しない場合に、更に憲法 24 条 2 項にも適合するものとして是認されるか否かは、当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法の裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべきものとするのが相当である」とした。

そのうえで、「相互に求め合う者同士が自ら選択した配偶者と婚姻関係に入ることができる利益は、現代社会を生きる上での個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益に当たるものといえ、同性カップルがこれを享受することができないのは、同性カップルの人格的利益を著しく損なうものといわざるを得ず」、「自然な性愛感情を抱き合う関係が同性同士であっても、その関係を保護することに生物学的、倫理的、道徳的な障壁がないのであれば、可能な限り異性同士と同等に扱うのが個人の人格を尊重する個人の尊厳の要請に適う」とした。また、医学上の扱いの変化や世論調査等を踏まえて、「これからの社会の在り方として、性的指向が同性に向く者らの多くが求めている同性婚の法制化を受け入れる社会環境が整い、国民意識も醸成されている」とし、さらに、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法 3 条 1 項 4 号⁸を違憲とした最高裁大法廷令和 5 年 10 月 25 日決定⁹を踏まえて、「生物学的性別に基づく生殖能力を保持したまま法的性別を変更することも可能となり、そうすると、夫が父、妻が母になるのが当然とはいえず、嫡出推定の在り方は、同性婚のみならず異性婚においても検討すべき課題といえ」、「したがって、同性婚を法制化した場合に嫡出推定規定の適用の可否について議論を要するところがあることをもって、同性婚を法律婚の対象とすることができないとか、同性婚の法制化が現行法体系に照らして相応しくないということとはできず、「また、そもそも、法的性別と異なる性別の生殖能力を保有している者があることは、異性婚を保護することが必ずしも自然生殖の抽象的可能性のあるカップルのみを保護することにはならないことを意味し、自然生殖を背景とする異性婚保護の価値観は現行の婚姻制度の説明としてはもはや十分でない」とした。

そして、「各種世論調査において、同性婚の法制化に賛成する意見が多数を占めているのは前記のとおりである一方、これに反対する意見も相当程度存在し、異性婚のみを婚姻とする伝統的な婚姻観を大切に思う国民が相応に存在することも公知の事実である」が、「同性婚の法制化によっ

て、婚姻に対して期待し、婚姻によって実現しようとする一人一人にとっての婚姻の意義や主観的な価値が損なわれるものではなく、「伝統的婚姻観を重視するがゆえに同性婚の法制化に困惑し心理的抵抗を感じる国民に、多様な属性、価値観を有する国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら平和に共生するため、もはや社会の倫理にも健全な社会道徳にも公益にも反しないとの社会的合意が形成されているというべき同性婚に対して冷静かつ寛容な態度を期待することは、個人より集団の利益を優先する明治民法の規定を廃し、かけがえのない個人を尊厳ある主体として重んじることを旨として家族制度を構築することを命ずる憲法 24 条の理念に沿うもの」であり、「同性婚に対する国民感情が一様でないことは、同性婚を法制化しないことの合理的理由にはならない」とし、「現時点において、同性婚を許容しない本件諸規定は、性的指向が同性に向く者の個人の尊厳を著しく損なう不合理なものであるといわざるを得ない」とした。

次に、憲法 14 条 1 項が求める法的な差別的な取扱いの禁止に関して、「本件諸規定は、性的指向が異性に向く者と性的指向が同性に向く者との間に、婚姻制度の利用の可否について性的指向による実質的な区別取扱い（本件区別取扱い）をしている」一方で、「性的指向は、ほぼ生来的に決定される自然的属性であり、自己の意思によって左右することができないものであり、「同性愛は、疾患でも障害でもなく、人間の本能的欲求の発露であり、同性カップルが互いに自然な愛情を抱き、法的保護を受けながら相互に協力して共同生活を営むことは、異性カップルのそれと同様に人格的生存にとって重要であって、現在では、社会の倫理、健全な社会道徳、公益のいずれにも何ら反するものではないとの社会的、規範的認識が確立されて」おり、「異性カップルは婚姻し、親族的身分関係を形成し、互いに権利と責任を負い、各種の法的効果享受して安定した共同生活を営むことができる一方、同性カップルはこのような法的利益享受することができないのであるから、同性カップルが被る不利益は著しく大きく、このような差異をやむを得ないものとして正当化できる根拠は見出し難」く、「また、婚姻制度の在り方は、社会状況における種々の要因を踏まえ、各時代における家族法制全体を見据えて総合的に規律されるべきものであるから、現行民法における婚姻制度が昭和 22 年民法改正当時の憲法 24 条が想定していた婚姻形態を法制化したことをもって、現在においても同性婚を認めないことに合理的理由があるということとはできない」とし、「異性婚のみを保護することを目的とし、同性婚を認めていない本件諸規定による本件区別取扱いは、事柄の性質に即応した合理的根拠に基づくものということとはできず、法の下での平等原理に反し、憲法 14 条 1 項に違反するというべきである」とした。

さらに、「配偶者として公認されること自体が、安定した共同生活や充実感につながる」とし、また、「同性カップルについてのみ婚姻とは別の制度を設けることは、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑みると、新たな差別を生み出すとの危惧が拭えない」としたうえで、「近年パートナーシップ認定制度の導入・拡大が急速に進んでいることなどの事情は、本件区別取扱いが憲法 14 条 1 項に違反するとの上記結論を左右しないし、同性カップルについて諸外国において導入されているような法律婚以外の制度

を設けたとしても、現時点において異性カップルと同性カップルの間に生じている不合理な差別を根本的に解消し得ない」とした。

以上のことから、「現時点において同性婚を法律婚の対象としない本件諸規定は、性的指向が同性に向く者の個人の尊厳を著しく損なう不合理なものであり、かつ、婚姻制度の利用の可否について性的指向による不合理な差別（合理性のない区別）をするものとして法の下での平等の原則に反するから、国会の立法の裁量の範囲を超えるものであって、憲法 14 条 1 項及び 24 条 2 項に違反するものというべきである」とした。

ただし、「伝統的婚姻観を有する国民も相応に存在し、同性婚を認めないことが憲法に反するかどうかは、同種訴訟における下級審裁判例の判断も分かれており、最高裁判所における統一的判断はされていない……ことからすると、現時点において、同性婚を法制化しないことは憲法 14 条 1 項及び 24 条 2 項に違反するものの、これが国会にとって明白であるとか、国会が正当な理由なく長期にわたって法制化を怠っていたということはできず、上記立法不作為が、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であるということとはできない」として、控訴人らの請求を棄却した。

3. 検討

ここでは、原審である大阪地裁判決との比較で、本判決の注目すべき点を 2 つ指摘し、検討していきたい。

まず、1 つ目は、本判決が地裁判決で唯一の合憲判決であった大阪地裁判決を否定し、これまでの高裁判決に続いて違憲判断を示した点である。

ただし、そもそも、大阪地裁判決も、「同性カップルと異性カップルの間の享受し得る利益の差は契約等により一定の範囲では緩和され得るということとはできるものの、公認に係る利益のような個人の尊厳に関わる重要な利益を同性カップルは享受し得ないという問題はなお存在する」と指摘し、「個人の尊厳の観点からは同性カップルに対しても公認に係る利益を実現する必要がある」としている。そして、大阪地裁判決は、「現時点で法改正や新たな制度を設けることの具体的な検討がされていないからといって、必ずしも同性愛者の婚姻に関する権利が少数者の人権であるがために、その検討が遅れているとまではいえず、国会における今後の議論がおよそ期待できないということとはできない」ことから、「今後の社会状況の変化によっては、同性間の婚姻等の制度の導入について何ら法的措置がとられていないことの立法不作為が、将来的に憲法 24 条 2 項に違反するものとして違憲になる可能性はあるとしても、本件諸規定自体が同項で認められている立法裁量の範囲を逸脱しているとはいえない」としていたに過ぎないのである（傍点筆者）。

つまり、大阪地裁判決でも、個人の尊厳にかかわる重要な利益が問題となっていることを指摘しており、ただ、国会での議論に期待することで、立法裁量の範囲の逸脱を認めなかったに過ぎないのである。個人の尊厳にかかわる重要な利益が問題となっている状況を憲法的に問題がないという者はいないだろう。したがって、大阪地裁判決においても、同性婚が認められない現行法

を憲法上の重要な問題として認識しており、ただ、その改善を立法府である国会に期待することで違憲判断を避けたに過ぎないのである。その意味では、他の判決と比較したとき、法的には、「大阪地裁判決は合憲判決であるといっても、それは政治部門への警鐘の鳴らし方（警鐘の大きさ）の違いに過ぎないと考えられる」¹⁰のである。

ただし、大阪地裁の合憲判決によって、（実際は、いずれの判決も同性婚を認めていない民法等の規定に大きな問題があるとしており、そのことについての政治部門への警鐘の鳴らし方が異なっているに過ぎないにもかかわらず）あたかも民法等の規定の憲法適合性の適否の結論に関する司法判断が大きく分かれていたかのような印象を、社会的、政治的に生じさせていたとすれば、そうした印象を払拭する意味において、本判決が大阪地裁判決を否定して合憲判断を示したことには、重要な社会的、政治的意味があるといえるだろう。

2つ目は、大阪地裁判決が、「個人の尊厳に関わる重要な利益を同性カップルは享受し得ないという問題」を解決するための方法、すなわち、「同性カップルについて公認に係る利益を実現する方法は、現行の婚姻制度の対象に同性カップルを含める方法……に限るものではなく、これとは別の新たな婚姻類似の法的承認の制度（これは、「登録パートナーシップ制度」と名付けることもできれば、「同性婚」と名付けることもできるものである。）を創設するなどの方法によっても可能である」とし、必ずしも現行の法律婚制度の対象に同性カップルを含める方法に限定しなかったのに対して、本判決が、「同性カップルについてのみ婚姻とは別の制度を設けることは、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑みると、新たな差別を生み出すとの危惧が拭えない」と指摘し、「近年パートナーシップ認定制度の導入・拡大が急速に進んでいることなどの事情は、本件区別取扱いが憲法14条1項に違反するとの……結論を左右しないし、同性カップルについて諸外国において導入されているような法律婚以外の制度を設けたとしても、現時点において異性カップルと同性カップルの間に生じている不合理な差別を根本的に解消し得ない」とした点である。

つまり、問題の解決の方法として代替的措置は不十分なもの¹¹であり、同性間においても、異性間と同様の法律婚を認めるしかないとしているのである。このことは、社会的、政治的意味に留まらず、法的意味においても重要な点であるといえるだろう。本判決に従うなら、憲法上の問題を解消する方法に、もはや選択の余地はなく、その意味において、憲法上、立法府である国会の裁量は否定されているのである。

4. おわりに

本判決は、これまでに出版されている4つの高裁判決と同様に違憲判断を示したものである。その点では、必ずしも画期的な判決とはいえないだろう。しかし、そうした本判決の判断は、近時の司法判断の大きな潮流に沿ったものであり、その点では、当然の判断を適切に示したものと評価できると思われる。

また、地裁判決で唯一の合憲判決であった大阪地裁判決の控訴審として、本判決が大阪地裁判決を否定した点には社会的、政治的意味があり、さらに、問題の解決の方法として代替的措置は不十分なものであり、同性間においても、異性間と同様の法律婚を認めるしかないことを示唆した点には、社会的、政治的意味に留まらない法的に重要な意味があると考えられる。

ただし、本判決が、国家賠償請求を否定する理由として、特に「最高裁判所における統一的判断はされていない」ことをあげた点は、社会的、政治的、そして、法的にも、大いに問題であると思われる。もし、こうしたことを理由として認めるとすれば、「最高裁判所における統一的判断」が出されるまでは、「立法不作為が、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であるということとはできない」ことになってしまい、下級審における国家賠償法 1 条 1 項¹²の適用上の立法不作為の違法性の認定は、ほとんどできないことになるだろう。

さらに、本件事案に即していえば、そうしたことを理由に国家賠償請求を否定することは、国会で同性婚に関する検討が遅々として進まない現状を正当化することになってしまうだろう。以前にも述べたところであるが、「同性婚が認められない現状は、まさに深刻な人権侵害が継続している状態であり、その状態は、一刻も早く解消されなくてはならないはずである」¹³。

そうであるならば、そうした状態を一刻も早く解消するための判断をすることこそ、司法の役割なのではないだろうか。

(掲載日 2025 年 5 月 27 日)

¹ 詳細は、大阪高判令和 7 年 3 月 25 日 [WestlawJapan 文献番号 2025WLJPCA03256001](#) を参照のこと。

² [日本国憲法 14 条 1 項](#)。

³ [日本国憲法 24 条 2 項](#)。

⁴ 詳細は、札幌地判令和 3 年 3 月 17 日 [WestlawJapan 文献番号 2021WLJPCA03176001](#)、大阪地判令和 4 年 6 月 20 日 [WestlawJapan 文献番号 2022WLJPCA06206001](#)、東京地判令和 4 年 11 月 30 日 (第 1 次東京地裁判決) [WestlawJapan 文献番号 2022WLJPCA11306004](#)、名古屋地判令和 5 年 5 月 30 日 [WestlawJapan 文献番号 2023WLJPCA05306001](#)、福岡地判令和 5 年 6 月 8 日 [WestlawJapan 文献番号 2023WLJPCA06089003](#)、東京地判令和 6 年 3 月 14 日 (第 2 次東京地裁判決) [WestlawJapan 文献番号 2024WLJPCA03146002](#) を参照の

こと。なお、札幌地裁判決については、新井誠「同性婚訴訟～札幌地裁令和3年3月17日判決～」[WLJ判例コラム第234号（文献番号2021WLJCC013）](#)2021年、名古屋地裁判決については、拙稿「同性婚を認める規定を設けていないことに関する名古屋地裁違憲判決～名古屋地裁令和5年5月30日判決～」[WLJ判例コラム第290号（文献番号2023WLJCC012）](#)2023年、福岡地裁判決については、拙稿「「結婚の自由をすべての人に」訴訟福岡地裁判決～福岡地裁令和5年6月8日判決～」[WLJ判例コラム第299号（文献番号2023WLJCC021）](#)2023年もあわせて参照のこと。

⁵ 札幌高判令和6年3月14日 [WestlawJapan 文献番号2024WLJPCA03146001](#)、東京高判令和6年10月30日 [WestlawJapan 文献番号2024WLJPCA10306001](#)、福岡高判令和6年12月13日 [WestlawJapan 文献番号2024WLJPCA12136001](#)、名古屋高判令和7年3月7日 [WestlawJapan 文献番号2025WLJPCA03076001](#)を参照のこと。なお、札幌高裁判決については、拙稿「同性婚を認めない民法等の諸規定を違憲とする初の高裁判決に関する一考察～札幌高裁令和6年3月14日判決～」[WLJ判例コラム第313号（文献番号2024WLJCC007）](#)2024年、福岡高裁判決については、拙稿「同性婚を認めない現行法を憲法13条違反等とした福岡高裁判決に関する一考察～福岡高裁令和6年12月13日判決～」[WLJ判例コラム第337号（文献番号2025WLJCC002）](#)2025年、名古屋高裁判決については、拙稿「同性カップルが法律婚を利用できないという区別を違憲とした名古屋高裁判決に関する一考察～名古屋高裁令和7年3月7日判決～」[WLJ判例コラム第345号（文献番号2025WLJCC010）](#)2025年もあわせて参照のこと。また、東京高裁判決については、前出WLJ判例コラム第337号の脚注7も参照のこと。

⁶ [日本国憲法24条1項](#)。

⁷ [日本国憲法13条](#)。

⁸ [性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号](#)。

⁹ 最大決令和5年10月25日 [WestlawJapan 文献番号2023WLJPCA10259001](#)。なお、同最高裁決定に関しては、拙稿「性別の取扱いの変更の審判を受けるにあたっての生殖腺除去手術の実質的強制に関する最高裁大法廷決定に関する一考察～最高裁大法廷令和5年10月25日決定～」[WLJ判例コラム第301号（文献番号2023WLJCC023）](#)2023年もあわせて参照のこと。

¹⁰ 拙稿・WLJ判例コラム第290号・前掲注4。

¹¹ もちろん、本判決も、あくまで最終的な解決の方法としてパートナーシップ制度等の代替的措置は不十分としているのであって、過渡的な措置、あるいは啓発的な方法としてまで否定しているわけではないものと思われる。

¹² [国家賠償法1条1項](#)。

¹³ 拙稿・WLJ判例コラム第345号・前掲注5。